

下水道事業受益者負担金・分担金徴収猶予の期間

内容	猶予期間	備考
専業農家又はこれに準ずる者が現に耕作している農地	農地法(昭和27年法律第229号)による農地転用がなされるまでの期間	現況調査
係争地	判決等により係争理由が解決するまでの期間	訴状の写
受益者又は受益者と生活を一にする親族が災害、盗難その他の事故により被害を受けたとき	その状況により2年以内の期間	災害証明 盗難証明等
受益者又は受益者と生活を一にする親族が病気又は負傷により長期療養をするとき	その状況により2年以内の期間	診断書
市長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認めた土地及び受益者	市長の認定する期間	